

# 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

中国地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則という。」）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

## 第1 都市・地域再生等利用区域

太田川水系太田川で別図に示す区域

## 第2 都市・地域再生等占有方針

### 1. 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

- ・ 広場、船着場及び広場、船着場と一体をなす売店、管理棟事務所、  
力又一保管庫等

（準則第二十二第3項第一号及び四号並びに第六号に該当）

### 2. 許可方針

- ・ 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・ 占有の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。また、占有の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占有の許可に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- ・ 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- ・ 河川管理施設の維持管理方法については、維持管理協定の締結を含め別途河川管理者と協議すること。

## 第3 都市・地域再生等占有主体

### 1. 都市・再生等占有主体

- ・ 広島市

（準則第二十二第4項第一号に掲げるもの）

都市・地域再生等利用区域図

